鳥取市体育館

改正後

1　鳥取市民体育館利用料金

(1)　専用使用

区分 ＼ 時間				午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	入場料金等を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	一般	1時間につき540円	1時間につき600円	1時間につき660円
			小学生、中学生、高齢者	1時間につき270円	1時間につき300円	1時間につき330円
			障害者等	無料	無料	無料
		アマチュアスポーツ以外	営利目的以外	1時間につき2,700円	1時間につき3,000円	1時間につき5,000円
			営利目的	1時間につき5,400円	1時間につき6,000円	1時間につき10,000円
	入場料金等を徴収する場合	アマチュアスポーツ		1時間につき1,350円	1時間につき1,500円	1時間につき2,500円
		アマチュアスポーツ以外	営利目的以外	1時間につき5,400円	1時間につき6,000円	1時間につき10,000円
			営利目的	1時間につき10,800円	1時間につき12,000円	1時間につき20,000円

改正前

1　鳥取市民体育館利用料金

(1)　専用使用

区分 ＼ 時間				午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
競技場	入場料金等を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	利用者の半数以上が高齢者等である場合	無料	無料	無料	無料
			上記以外の場合	1,570円	2,200円	3,270円	7,040円
		アマチュアスポーツ以外	営利目的以外	8,400円	12,600円	26,250円	47,250円
			営利目的	16,800円	25,200円	52,500円	94,500円
	入場料金等を徴収する場合	アマチュアスポーツ		4,200円	6,300円	13,120円	23,620円
		アマチュアス	営利目的以外	16,800円	25,200円	52,500円	94,500円
			営利目	33,600	50,400	105,00	189,00

会議室	1 時間につき 200 円	1 時間につき 200 円	1 時間につき 400 円
研修室	1 時間につき 200 円	1 時間につき 200 円	1 時間につき 400 円
役員室	1 時間につき 150 円	1 時間につき 150 円	1 時間につき 300 円
トレーニングルーム	1 時間につき 1,000 円	1 時間につき 1,000 円	1 時間につき 1，000 円

備考

1　1 時間未満は、1 時間とする。

2　「入場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいい、入場料金等を徴収する場合の利用料金は、次の額を加算した額とする。

⑴　アマチュアスポーツの場合は、最高の入場料金等に 100 を乗じて得た額

⑵　アマチュアスポーツ以外の場合は、最高の入場料金等に 150 を乗じて得た額

3　アマチュアスポーツ（入場料金等を徴収しない場合に限る。）で競技場を連続して 3 時間以上利用する場合は、この表に基づいて計算して得た額の 9 割の額とする。

4　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する祝日及び第 3 条に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合の競技場の利用料金は、入場料金等を徴収する場合に限り区分利用料金の 2 割増の額とする。

5　準備及び整理等のため、当日以外の日に利用する場合の利用料金は、この表に基づいて計算して得た 5 割の額又は区分利用料金の 5 割の額とする。

6　競技場の照明設備の利用料金は、照明灯 1 灯 1 時間につき 26 円で計算した得た額とする。

7　会議室、研修室及び役員室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の 5 割の額とする。

8　この表の規定により計算して得た額に、10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

9　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

		ポーツ以外	的	円	円	0 円	0 円
会議室				630 円	840 円	1,310 円	2,780 円
研修室				630 円	840 円	1,310 円	2,780 円
役員室				420 円	630 円	1,050 円	2,100 円

備考

1　使用時間を延長して使用する場合の利用料金は、延長時間(1 時間未満の場合は 1 時間とし、1 時間を超え、端数が 30 分未満の場合は切り捨て、30 分以上の場合は切り上げて計算する。)1 時間につき各使用時間区分による 1 時間当たりの額とする。

2　「入場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいい、入場料金等を徴収する場合の利用料金は、次の額を加算した額とする。

(1)　アマチュアスポーツの場合は、最高の入場料金等に 100 を乗じて得た額

(2)　アマチュアスポーツ以外の場合は、最高の入場料金等に 150 を乗じて得た額

3　日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条に規定する祝日及び第 3 条に規定する休日をいう。以下同じ。)の場合の利用料金は、入場料金等を徴収する場合に限り区分利用料金の 2 割増の額とする。

4　準備及び整理等のため、当日以外の日に使用する場合の利用料金は、区分利用料金の 2 分の 1 の額とする。

5　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

6　競技場の照明設備の利用料金は、照明灯 1 灯 1 時間につき 26 円で計算して得た額とする。

7　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　70 歳以上の者

(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持

10　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
11　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(2)　部分利用

区分			時間	午前 9 時～正午	正午～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時
競技場	2 分の 1 の場合	一般		1 時間につき 270 円	1 時間につき 300 円	1 時間につき 330 円
		小学生、中学生、高齢者		1 時間につき 135 円	1 時間につき 150 円	1 時間につき 165 円
		障害者等		無料	無料	無料
	3 分の 1 の場合	一般		1 時間につき 180 円	1 時間につき 200 円	1 時間につき 220 円
		小学生、中学生、高齢者		1 時間につき 90 円	1 時間につき 100 円	1 時間につき 110 円
		障害者等		無料	無料	無料
	6 分の 1 の場合	一般		1 時間につき 90 円	1 時間につき 100 円	1 時間につき 110 円
		小学生、中学生、高齢者		1 時間につき 45 円	1 時間につき 50 円	1 時間につき 55 円
		障害者等		無料	無料	無料

者
(3)　介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者
8　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(2)　部分使用及び個人使用

区分					時間	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
部分使用の場合	競技場	2 分の 1 の場合	利用者の半数以上が高齢者等である場合			無料	無料	無料	無料
			上記以外の場合			1,040 円	1,050 円	1,630 円	3,410 円
				1 時間を単位として使用する場合		1時間につき 260 円	1時間につき 270 円	1時間につき 330 円	＼
		3 分の 1 の場合	利用者の半数以上が高齢者等である場合			無料	無料	無料	無料
			上記以外の場合			680 円	840 円	1,310 円	2,610 円
				1 時間を単位として使用する場合		1時間につき 170 円	1時間につき 210 円	1時間につき 270 円	＼
		6 分の 1	利用者の半数以			無料	無料	無料	無料

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
3　照明設備の利用料金は、照明灯1灯1時間につき26円で計算した得た額とする。
4　この表の規定により計算して得た額に、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
5　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
6「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(3)　個人利用

区分		利用料金
トレーニング室	一般	1回につき150円
		回数券（11回分）1,500円
	小学生、中学生、高齢	1回につき70円

		の場合	上が高齢者等である場合				
			上記以外の場合	320円	420円	650円	1,300円
			1時間を単位として使用する場合	1時間につき80円	1時間につき110円	1時間につき130円	
個人使用の場合	小学生、中学生、高校生			無料	無料	無料	
	上記以外の学生			30円	30円	70円	
	一般			50円	50円	120円	
	高齢者等			無料	無料	無料	

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
3　競技場の照明設備の利用料金は、照明灯1灯1時間につき26円で計算して得た額とする。
4　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1)　70歳以上の者
(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者
5　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

	者	回数券（11 回分）700 円
	障害者等	無料
2 階トレーニングスペース	一般	1 回につき 50 円
	小学生、中学生、高齢者	1 回につき 20 円
	障害者等	無料

備考
1　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
2　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

2　鳥取市稲葉山体育館使用料

区分			金額（1 時間につき）
競技場	全面	一般	200 円
		小学校、中学校、高齢者	100 円
		障害者等	無料
トレーニングルーム			100 円

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　競技場を連続して 3 時間以上使用する場合は、この表に定める額の 9 割の額とする。

2　鳥取市国府町大茅体育館及び鳥取市国府町成器体育館使用料

区分＼時間		午前 6 時～正午	正午～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時
体育館		1,050 円	1,050 円	2,100 円
	1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき　180 円	1 時間につき　210 円	1 時間につき　420 円

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。

3　競技場の照明設備の使用料は、1時間につき260円で計算した額とする。
4　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
5　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

3　鳥取市城北体育館使用料

区分＼時間			午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学校、中学校、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
ミーティングルーム			1時間につき150円	1時間につき300円

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、1時間につき260円で計算した額とする。
4　ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に基づいて計算して得た額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、

3　鳥取市福部町体育館使用料

区分＼時間			午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
専用使用	市民又は市内に事務所を有する団体	入場料を徴収しない場合	無料	無料
		入場料を徴収する場合	1時間につき1,260円	1時間につき1,890円
	上記以外	入場料を徴収しない場合	1時間につき940円	1時間につき1,410円
		入場料を徴収する場合	1時間につき1,890円	1時間につき2,830円
個人使用	市民		無料	無料
	上記以外	幼児、小学生、中学生	60円	90円

その端数金額を切り捨てた額）とする。
5　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
6　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態. と認定された者及びその付添人
8　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

4　鳥取市美保南体育館使用料使用料

区分＼時間			午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時
競技場	全面	一般	1 時間につき 400 円	1 時間につき 400 円
		小学校、中学校、高齢者	1 時間につき 200 円	1 時間につき 200 円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1 時間につき 200 円	1 時間につき 200 円
		小学校、中学校、高齢者	1 時間につき 100 円	1 時間につき 100 円
		障害者等	無料	無料
トレーニングルーム			1 時間につき 100 円	1 時間につき 100 円
ミーティングルーム			1 時間につき 150 円	1 時間につき 300 円
		高校生	70 円	110 円
		一般	90 円	130 円

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　「幼児」とは、3 歳から小学校就学前までの者をいう。

4　鳥取市河原町総合体育館使用料

区分＼時間				午前 9 時～正午	正午～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時	照明使用料(1 灯当たり)
アリーナ	専用使用	市民		1,000 円	1,000 円		1 時間につき 50 円
			1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき 340 円	1 時間につき 200 円	1 時間につき 200 円	
		上記以外		2,000 円	2,000 円		1 時間につき 100 円
			1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき 670 円	1 時間につき 400 円	1 時間につき 400 円	
	半面使用	市民		500 円	500 円		1 時間につき 50 円
			1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき 170 円	1 時間につき 100 円	1 時間につき 100 円	
		上記以外		1,000 円	1,000 円		1 時間につき

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。

3　競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては、520円、半面使用の場合にあっては、260円で計算した額とする。

4　ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に基づいて計算して得た額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

5　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

6　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態.と認定された者及びその付添人

8　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料とする。

		1時間を単位として使用する場合	1時間につき340円	1時間につき200円	1時間につき200円	100円
卓球場	市民		200円	200円		1時間につき50円
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき70円	1時間につき40円	1時間につき40円	
	上記以外		500円	500円		1時間につき100円
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき170円	1時間につき100円	1時間につき100円	
高齢者体育室	市民		200円	200円		
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき70円	1時間につき40円	1時間につき40円	
	上記以外		500円	500円		
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき170円	1時間につき100円	1時間につき100円	
研修室	市民		200円	200円		
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき70円	1時間につき40円	1時間につき40円	
	上記以外		500円	500円		
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき170円	1時間につき100円	1時間につき100円	
幼児体育室	市民		100円	100円		
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき40円	1時間につき20円	1時間につき20円	
	上記以外		200円	200円		

5　鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館使用料

区分			金額（1時間につき）
競技場	全面	一般	400円
		小学校、中学校、高齢者	200円
		障害者等	無料
	半面	一般	200円
		小学校、中学校、高齢者	100円
		障害者等	無料

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
3　照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては520円、半面使用の場合にあっては260円で計算した額とする。
4　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

		1時間を単位として使用する場合	1時間につき70円	1時間につき40円	1時間につき40円	

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。
3　スポーツ以外の目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。
4　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

5　鳥取市河原町勤労者体育館使用料

区分＼時間		午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
体育館		1,000円	1,000円	＼
	1時間を単位として使用する場合	1時間につき340円	1時間につき200円	1時間につき300円

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　スポーツ以外の目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。
3　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

5　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

6　鳥取市河原町総合体育館使用料

区分＼時間			午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき360円	1時間につき400円	1時間につき440円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき180円	1時間につき200円	1時間につき220円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	1時間につき180円	1時間につき200円	1時間につき220円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき90円	1時間につき100円	1時間につき110円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室			1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円
幼児体育室			1時間につき200円	1時間につき200円	1時間につき400円
高齢者体育室			1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円

6　鳥取市気高町体育館使用料

区分＼時間			午前8時～午後6時	午後6時～午後10時
団体使用	10人以上		1,000円	1,000円
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき100円	1時間につき250円
	30人以上		2,500円	2,500円
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき300円	1時間につき630円
	50人以上		4,000円	4,000円
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき400円	1時間につき1,000円
専用使用	日曜日及び祝日		6,750円	6,750円
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき750円	1時間につき1,690円
	上記以外の日		4,500円	4,500円
		1時間を単位として使用する場合	1時間につき500円	1時間につき1,130円

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　照明設備の使用料は、1時間につき、全照明の場合は500円、半

研修室	1時間につき200円	1時間につき200円	1時間につき400円
健康相談室	1時間につき200円	1時間につき200円	1時間につき400円
卓球場	1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては520円、半面使用の場合にあっては260円で計算した額とする。
4　幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の使用料は、この表に基づいて計算して得た額の5割の額とする。
5　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
6　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
7　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
8　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
9　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を使用する場合は、無料とする。

7　鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料

区分＼時間			午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	400円	400円
		小学校、中学	200円	200円

照明の場合は250円を加算した額とする。
3　市民が使用する場合は、照明設備の使用料を除き無料とする。
4　午前8時から午後6時までの間に映画、演劇等で電気設備を使用する場合の使用料は、午後6時から午後10時までの間に使用する場合の使用料とする。

7　鳥取市気高町勤労者体育センター使用料

区分＼時間	午前8時～午後10時
体育館	1回につき　4,000円

		校、高齢者		
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	200 円	200 円
		小学校、中学校、高齢者	100 円	100 円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー			1 時間につき 100 円	1 時間につき 100 円
トレーニングコーナー			1 時間につき 100 円	1 時間につき 100 円
ミーティングルーム			1 時間につき 100 円	1 時間につき 200 円

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　競技場を連続して 3 時間以上使用する場合は、この表に定める額の 9 割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、1 時間につき、全面使用の場合にあっては 520 円、半面使用の場合にあっては 260 円で計算した額とする。
4　ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に基づいて計算して得た額の 5 割の額とする。
5　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
6　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
8　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、卓球コーナー又はトレーニングコーナーを使用する場合は、無料とする。

8　前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料

	1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき　400 円

備考
1　「1 回」とは、10 時間以内をいう。
2　1 時間未満は、1 時間とする。
3　午後 6 時以降に使用する場合は、午後 6 時を超える 1 時間につき 300 円を加算した額とする。
4　10 時間を超える使用の場合は、10 時間を超える 1 時間につき 200 円を加算した額とする。
5　照明設備の使用料は、1 時間につき、全照明の場合は 500 円、半照明の場合は 250 円を加算した額とする。
6　市民が使用する場合は、入場料を徴収しない場合に限り、照明設備の使用料を除き無料とする。

8　鳥取市青谷町体育館、鳥取市青谷町中郷体育館、鳥取市青谷町勝部体育館、鳥取市青谷町日置体育館及び鳥取市青谷町日置谷体育

区分			金額（1時間につき）
競技場	全面	一般	200円
		小学校、中学校、高齢者	100円
		障害者等	無料

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、1時間につき260円で計算した額とする。
4　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
5　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

館使用料

区分＼時間	午前9時～午後10時
体育館	1時間につき　1,500円

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。

9　前各項に掲げる体育館及び鳥取市用瀬町勤労者体育センターを除く体育館使用料

区分＼時間			午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
使用	小学生、中	日曜日、土曜日及び祝日	無料	無料	無料	無料

料	学生、高校生	上記以外の日	1,400 円	1,570 円	1,960 円	4,550 円
		1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき 350 円	1 時間につき 400 円	1 時間につき 400 円	＼
	一般		1,400 円	1,570 円	1,960 円	4,550 円
		1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき 350 円	1 時間につき 400 円	1 時間につき 400 円	＼
	高齢者等		無料	無料	無料	無料

備考

1　1 時間未満は、1 時間とする。

2　附属設備等の使用料は、当該附属設備等の価格等を勘案して規則で定める額とする。

3　照明設備の使用料は、1 時間につき 262 円で計算して得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

4　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　70 歳以上の者

(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者